

熊谷市監査委員公告第3号

令和7年度環境部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年5月25日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

令和7年度環境部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金領収書について、分任出納員氏名欄にあらかじめ特定の職員名が記載されていたので、現金取扱いの手引に基づき、実際に収納した分任出納員の氏名を記載すべきである。【環境政策課、第一水光園】</p> <p>(2) 雑入「電気自動車急速充電器利用実費徴収金」について、電気自動車充電施設利用申請書の文書収受が行われていなかったため、熊谷市文書管理規程第12条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境政策課】</p> <p>(3) 第一水光園電柱等使用料及び荒川南部環境センター浄化槽汚泥投入使用料について、納期限が調定の日から20日以内になっていなかったため、熊谷市会計事務規則第21条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【第一水光園、荒川南部環境センター】</p> <p>(4) 現金領収書について、控えの分任出納員氏名欄が未記入のものがあつたので、現金取扱いの手引に基づき、実際に収納した分任出納員の氏名を記載すべきである。【環境美化センター】</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金取扱いの手引に基づき、現金領収書には実際に収納した分任出納員の氏名を記載するよう徹底した。【環境政策課、第一水光園】</p> <p>(2) 熊谷市文書管理規程に基づき適正な事務処理を行った。【環境政策課】</p> <p>(3) 第一水光園電柱等使用料については、令和8年度より適正な納期限を設定し、納入通知書を送付する。また、荒川南部環境センター浄化槽汚泥投入使用料については、令和7年10月分の使用料から適正な納期限を設定した納入通知書を送付するよう徹底した。【第一水光園、荒川南部環境センター】</p> <p>(4) 今後は、現金領収書の控えについて、現金取扱いの手引に基づき、実際に収納した分任出納員の氏名を記載するよう徹底した。【環境美化センター】</p>

<p>2 支出事務</p> <p>(1) 駐車場使用料について、資金前渡金の精算が翌月の5日までに行われていないものがあったので、熊谷市会計事務規則第71条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【環境政策課】</p> <p>(2) 一般廃棄物最終処分場維持管理経費「施設その他修繕料」について、受注者から提出された修繕完了届に収受印の押印がなかったため、熊谷市文書管理規程第12条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【環境美化センター】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) アライグマ防除業務委託について、受託者から提出された報告書（紙文書）に収受印の押印がなかったため、熊谷市文書管理規程第12条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【環境政策課】</p> <p>(2) 一般廃棄物最終処分場施設維持管理業務委託について 【環境美化センター】</p> <p>ア 受託者から提出された課税事業者届出書の文書収受が行われていなかった。また、受託者から提出された業務委託報告書に収受印の押印がなかったため、熊谷市文書管理規程第12条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>イ 仕様書に定められた作業予定</p>	<p>2 支出事務</p> <p>(1) 今後は、熊谷市会計事務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底した。 【環境政策課】</p> <p>(2) 今後は、熊谷市文書管理規程に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底した。 【環境美化センター】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 受託者から提出された報告書については、熊谷市文書管理規程第12条に基づき文書収受を行い、適正な事務処理を徹底した。 【環境政策課】</p> <p>(2) 一般廃棄物最終処分場施設維持管理業務委託について 【環境美化センター】</p> <p>ア 今後は、熊谷市文書管理規程に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>イ 今後は、契約条項に基づき作業</p>
---	---

<p>表の提出を受けていなかったの で、契約条項に基づき適正な事務 処理を行うべきである。</p> <p>ウ 一般廃棄物処理手数料の収納 の事務を委託するにあたり、歳入 の収納の事務を委託した旨の告 示をしていなかった。また、受託 者に収入事務受託者である旨を 証する書類を交付していなかっ たので、熊谷市会計事務規則第 35条に基づき適正な事務処理 を行うべきである。</p> <p>4 補助金 令和6年度熊谷市環境衛生協議会 補助金について、協議会の支出額を上 回る額の補助金が交付されていたの で、熊谷市環境衛生協議会補助金交付 要綱及び熊谷市補助金等の交付手続 等に関する規則第17条第2項に基 づき適正な事務処理を行うべきであ る。 【環境推進課】</p> <p>5 負担金 エコライフフェア2024負担金 及びムサシトミヨ保全推進協議会負 担金について、負担金の交付を受ける 団体から提出された申請書等が文書 收受されていなかったのので、熊谷市文 書管理規程第12条に基づき適正な 事務処理を行うべきである。 【環境政策課】</p> <p>6 工事 熊谷駅正面口（県道側、駅前広場） 及び籠原駅南口・北口冷却ミスト消耗</p>	<p>予定表の提出を受け、適正な事務 処理を行うよう徹底した。</p> <p>ウ 熊谷市会計事務規則及び熊谷 市指定公金事務取扱者に関する 事務取扱要綱に基づき、指定公金 事務取扱者指定通知書の交付及 び告示を行った。 今後は、同規則及び要綱に基 づき適正な事務処理を徹底する。</p> <p>4 補助金 協議会より、令和7年11月28日 付けで支出額を上回る額の補助金が 市に返還された。今後は、実績報告書 の内容を精査し、適正な事務処理を行 うよう徹底する。 【環境推進課】</p> <p>5 負担金 負担金申請書等について、熊谷市文 書管理規程第12条に基づき、文書収 受を行い、適正な事務処理を徹底す る。 【環境政策課】</p> <p>6 工事 今後は、熊谷市文書管理規程第12 条に基づき、適正な事務処理を行うよ</p>
---	--

品交換工事について、収受した紙文書に文書番号が記載されていないものがあったので、熊谷市文書管理規程第12条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境政策課】

7 財産管理

すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境推進課、荒川南部環境センター、環境美化センター】

8 その他

(1) くまがやエコライフフェア実行委員会及びムサシトミヨ保全推進協議会の会計処理において、支出伝票の起案日が支出後となっていたもの、課長の決裁印がない伝票及び立替払いが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【環境政策課】

(2) 全国都市清掃会議関東地区協議会清掃行政研究会北ブロック研究会の預金通帳等の管理について、預金通帳と届出印が同じ場所で管理されていたので、熊谷市準公金取扱要綱第6条第1項第5号に基づき適正な管理を行うべきである。

【環境推進課】

う徹底した。

【環境政策課】

7 財産管理

すでに廃棄された備品について、備品組替処分申請を行い、備品登録の抹消処理を行った。今後は、熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。

【環境推進課、荒川南部環境センター、環境美化センター】

8 その他

(1) くまがやエコライフフェア実行委員会及びムサシトミヨ保全推進協議会の会計処理について、熊谷市準公金取扱要綱に基づき支払前に支出伝票を作成し、決裁印の漏れ及び立替払いがないように、適正な事務処理を徹底する。【環境政策課】

(2) 熊谷市準公金取扱要綱に基づき、預金通帳と届出印を、それぞれ別の者が施錠できる場所において管理することとした。なお、届出印の管理は、準公金管理者が行うこととし、適正な管理を徹底した。

【環境推進課】